

【 募 集 要 領 】

「第 10 次帯広市交通安全計画（原案）」に関するパブリックコメント（市民意見の提出制度）の実施について

第 10 次帯広市交通安全計画は、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画で、交通安全対策基本法に基づき作成するものです。

帯広市では、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 10 次帯広市交通安全計画」を作成するにあたりパブリックコメントを実施しますので、ご意見、ご提言をお寄せください。

1. 意見をいただく名称

第 10 次帯広市交通安全計画（原案）

2. 資料の名称・入手方法

資料の名称	入手方法		
	市ホームページ	閲覧	配付
パブリックコメント（市民意見の提出制度）実施について	○	○	○
第 10 次帯広市交通安全計画（原案）本文、概要版	○	○	○
参考資料 交通安全対策の実施状況	○	○	
参考資料 交通事故の推移と発生状況	○	○	
参考資料 第 10 次帯広市交通安全計画に関する答申書	○	○	

3. 資料の閲覧・配付場所

施設名	所在	閲覧時間	休館日	連絡先
市庁舎 3階 広報広聴課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	広報広聴課 65-4110
市庁舎 5階 情報室	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	行政推進室 65-4112
市庁舎 3階 安心安全推進課	西 5 南 7	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	安心安全推進課 65-4131
障害者生活支援センター (保健福祉センター内)	東 8 南 13	9:00～21:00 (土～17:00)	日曜・祝日・年末年始	25-9701
川西支所	川西町西 2	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	59-2011
大正支所	大正本町	8:45～17:30	土曜・日曜・祝日・年末年始	64-5341
鉄南コミセン	西 2 南 24	9:00～22:00	火曜・年末年始	25-2295
東コミセン	東 7 南 9	9:00～22:00	火曜・年末年始	24-5750
緑西コミセン	西 17 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0625
啓北コミセン	西 13 北 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	33-0623
西帯広コミセン	西 23 南 2	9:00～22:00	火曜・年末年始	37-3885
南コミセン	西 10 南 34	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-0433
帯広の森コミセン	空港南町南 11	9:00～22:00	火曜・年末年始	47-3974
森の里コミセン	西 22 南 4	9:00～22:00	火曜・年末年始	36-3270
図書館	西 2 南 14	10:00～20:00 (土日祝～18:00)	月曜日(月曜祝日のときは翌日)・ 月末・年末年始	22-4700
市民活動プラザ六中	東 11 南 9	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始	24-7598
帯広市グリーンプラザ	公園東町 3	9:00～17:00	日曜・祝日・年末年始	24-2325
市民活動交流センター	西 2 南 8 (藤丸 8F)	10:00～19:00	年末年始・藤丸休業日	20-3004

※帯広市ホームページからも閲覧・入手できます。(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/)

4. 意見等の提出方法

- (1) 電子メール、ファクス、郵送、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者名)を記載してください。(別紙「意見等の提出書」を参考にしてください。)
- (3) 電子メールによる提出の場合は、帯広市ホームページからダウンロードできる所定の様式以外の添付ファイルの使用はご遠慮ください。

5. 意見等の提出先

帯広市市民活動部安心安全推進課(市庁舎 3階)まで
〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
ファクス番号 : 0155-23-0171
メールアドレス : safety@city.obihiro.hokkaido.jp

6. 意見の募集期間

平成 27 年 12 月 25 日(金)～平成 28 年 1 月 25 日(月)
※郵送の場合は当日必着
※持参の場合は平日 8 時 45 分～17 時 30 分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

7. その他

- (1) 意見提出用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や、膨大な資料を提出する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (2) 募集締切後、意見を取りまとめ提出意見およびその意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名については、公表しません。